## 議案第17号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、卸売市場法施行規則の一部改正に鑑み、中央卸売市場における生鮮食料品等の輸出に係る第三者販売等の要件を定める等の必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例(昭和46年福岡市条例第59号)の一部を次のように改正する。 第45条第1項第1号中ウを削り、エをウとし、同項第2号ア中「及び」の次に「当該市場 における」を加え、同号イ及び同項第3号イ中「卸売が」の次に「当該」を加え、同項に次 の1号を加える。

- (4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、 当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該卸売の対象とはならない。
  - ア 当該契約において卸売の対象となる物品の品目,数量の上限,卸売の実施期間(1年未満のものに限る。)及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が 定められていること。
- イ 卸売業者が、第5項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。 第45条第6項中「又は第3号イ」を「、第3号イ又は第4号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 第1項第4号イの承認を受けようとする卸売業者は、食品製造業者等と締結した国内産 の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところによ り、市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とす

る。

第55条第2項第2号ア中「及び」の次に「当該市場における」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の 農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であ って、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 当該契約において買入れの対象となる物品の品目,数量の上限,買入れの実施期間 (1年未満のものに限る。)及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置 が定められていること。
  - イ 仲卸業者が、第7項に規定するところにより市長に申請し、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

第55条第8項中「又は第3号」を「, 第3号又は第4号」に改め, 同項を同条第9項とし, 同条中第7項を第8項とし, 第6項の次に次の1項を加える。

7 第2項第4号イの承認を受けようとする仲卸業者は、農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。申請した内容を変更しようとする場合も、同様とする。

第58条の見出し中「物品」を「物品等」に改め、同条第1項中「物品」の次に「又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品(以下この条において「衛生上有害な物品等」という。)」を加え、同条第2項中「衛生上有害な物品は、市場において」を「卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を」に改め、同条第3項中「物品」を「物品等」に改める。

第59条第1項第3号中「, ウ又はエ」を「又はウ」に,「若しくは第3号」を「, 第3号若しくは第4号」に改め, 同条第2項第3号中「若しくは第3号」を「, 第3号若しくは第4号」に改める。

別表第4中「若しくは第3号イ」を「,第3号イ若しくは第4号イ」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。